

東大和市立第四中学校 P T A 会則

< 名称、及び所在地 >

東大和市立第四中学校 P T A といい、事務所を同校内におきます。

所在地 東大和市立野 2 - 6 - 2

< 目的 >

保護者と教職員が協力し合い、生徒の健康で豊かな成長をはかることを目的とします。

< 活動 >

- 1 会の活動は、全校、学年、学級及び地域を基礎として、生徒の健全な成長のための活動を行います。
- 2 会員相互の教養と親睦を深めるために活動します。
- 3 生徒をとりまく環境、健康、教育条件などについて、他団体とも協力して目的達成に努めます。

< 方針 >

- 1 保護者と教職員は、それぞれの立場を尊重し、相互の協力によって会を運営します。
- 2 他の団体からの干渉、支配を排除し、営利を目的とした行為は行いません。また、会の名前を利用して、公私の選挙活動に関係しません。

< 会員 >

- 1 本校生徒の保護者と教職員とします。（学校長は除く）
- 2 入会は自動加入とします。

< 会計 >

- 1 会費は1家庭（1教職員）1ヶ月125円とし、納入は年1回とします。
転入の場合は、その月で計算します。
転出の場合は、1週間前に申し出のある方は返金します。
- 2 会計は、総会で決められた予算にもとづいて執行されます。
- 3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

< 委員と選出 >

- 1 学級委員 各クラスより2名選出し、各学年の委員からそれぞれ学年委員長、学年副委員長を選出します。
- 2 地区委員 各クラスより2名選出し、全委員の中から委員長、副委員長を選出します。
- 3 標準服委員 各クラスより1名選出し、全委員の中から委員長、副委員長を選出します。
- 4 役員選出委員 各クラスより1名選出し、全委員の中から委員長、副委員長を選出します。

5 役員

- イ 構成 会長 1（保護者） 副会長 4（保護者 3、教職員 1）
書記 4（保護者 3、教職員 1） 会計 4（保護者 3、教職員 1）
 - ロ 選出 会長、副会長、書記、会計は、前年度 1、2 年生保護者と教職員より選出します。
書記 1、会計 1 は、新年度に新 1 年生保護者より選出します。
選出方法については、別に定めます。
 - ハ 職務 会長は本会を代表し、会務にあたります。
副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行します。
書記は、会議の議事を記録し、整理保管します。また会報を発行します。
会計は、会の一切の会計事務にあたります。
 - ニ 任期 任期は 1 年とします。ただし再任は妨げません。
 - ホ P T A 会長職及び副会長職経験者の免除について
P T A 本部長職及び副会長職に就任したものは、本部役員退任以降に入学した生徒が在籍する期間を含め本人の希望がない限り、P T A 会長職及び副会長職に選出されることを永久免除とする。（会長職及び副会長職以外の本部役員については、これに該当しない。）
 - ヘ その他
東大和市公立小中学校 P T A 連合協議会当番校の年度や特別委員会の設置年度など、特別な場合は上記イ ロ の限りではありません。
- 6 会計監査委員 前年度会計の中より 2 名選出します。
- 7 委員の欠員が出た場合、後任者は代表者会で承認を得ます。
- 8 役員とすべての委員は、総会で承認を得ます。

< 会議 >

1 総会

総会は全会員で構成された最高の議決機関です。

- イ 定期総会は 5 月末日までに開き、予算、決算、活動方針その他重要な事柄を審議します。
- ロ 総会は会員の家庭数の 3 分の 1 以上の出席（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数の同意で議決します。
- ハ 臨時総会は、代表者会が必要と認めたとき、または会員の家庭数の 5 分の 1 以上の要求があったときに開きます。

2 代表者会

代表者会は総会につぐ議決機関です。

- イ 役員、学級委員、地区委員長、副委員長、標準服委員長、副委員長、役員選出委員長、副委員長と、サークルの代表、教職員の代表で構成します。
- ロ 本会の運営に関するすべてのことを審議決定して会の運営に責任をもちます。
- ニ 未曾有の災害などのやむを得ない理由で、定期総会が開催されない場合、5 月末日までに「書面総会」にて行う事とする。新役員は 5 月 1 日に仮任命され、「書面総会」の議表決書における新委員及び新役員名簿を書面にて配布し、確認承認とする。

3 役員会

役員と学年委員長、副委員長、地区委員長、副委員長、標準服委員長、副委員長、役員選出委員長、副委員長で構成し、会の目的にそって円滑に運営されるようにします。

また、対外活動の処理、会全体の連絡調整にあたります。

4 学級委員会

各学級委員と教職員で構成し、学年、学級活動についての検討、代表者会への報告や提案をします。

5 標準服委員会

各標準服委員と教職員で構成し、標準服についての検討、代表者会への報告や提案をします。

6 地区委員会

各地区委員と教職員で構成し、地区活動の企画運営、地区間の連絡交流、代表者会への報告や提案をします。

7 役員選出委員会

各役員選出委員と教職員で構成し、次年度役員候補者の選出を行い、代表者会への報告や提案をします。

8 特別委員会

その他代表者会が必要と認めたとき、特別委員会を組織することができます。

<その他>

1 サークル活動について

イ 会員※の希望により代表者会の承認を得て、サークルを作ることができます。

サークルは自主運営をしますが、会員が10名以上の場合は必要に応じて援助金を受け取ることができます。

※現会員、四中卒業生およびその保護者を含む

2 慶弔について

P T A会員（保護者、学校職員）及び生徒の死亡のとき、弔意を表します。慶弔事について、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

イ 弔事規定

対象	事由	規定
生徒	死亡	5,000 円＋生花
	病気	1ヶ月以上 5,000 円
保護者	死亡	5,000 円＋生花
教職員	結婚	5,000 円
	死亡	5,000 円＋生花

※上記記載以外の事由が生じた時は、会長・副会長の協議により対処し事後報告とする。

※P T A会員が上記に該当するとき、ご家族及び当該者のご意向を第一に考慮し、申告に従うこととします。

3 会長、副会長、書記、会計の選出方法について

イ 役員選出委員会は、一定の時期がきたら、1 2年生の保護者を対象に、新年度の会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名の立候補及び推薦の受付を、期間を定めて行います。

ロ 教職員会員の副会長候補者は、新年度の総会までに選出します。その方法は教職員側に委ねます。

ハ 役員選出委員会は役員候補者として立候補した会員及び推薦された会員による互選会を行います。

二 新1年生の役員（書記1、会計1）は、新年度選出します。

4 その他、緊急の場合は役員会にはかります。

<付則>

- 1 学校長はこの会のすべての会に出席し、意見を述べることができます。
- 2 この会は以下の帳簿を備えて管理します。
会議録、会計簿、領収書、銀行預金通帳、各種文書綴り
- 3 この会則の見直しは 必要に応じて 行います。
- 4 この会の会則は、総会において改廃することができます。
- 5 会則の変更手順は以下の通りとします。
 - イ 会則の根幹に関わる部分については、代表者会構成員を中心とした特別委員会を立ち上げ、十分に調査・検討をした上で総会にかける。総会で出席者の3分の2以上の同意で会則の変更を議決する。
 - ロ その他の部分の変更や語句の修正は、役員を中心に検討し、代表者会での審議・承認の後、総会にかける。総会で出席者の過半数の同意で会則の変更を議決する。

この会の会則は、平成6年5月12日に改正し、施行します。

この会の会則は、平成8年5月9日に改正し、施行します。

この会の会則は、平成11年1月30日に改正し、4月1日から施行します。

この会則に、平成12年5月20日、「東大和市P連について」を追記します。

この会の会則は、平成19年2月9日に改正し、施行します。

この会の会則は、平成21年5月8日に改正し、施行します。

この会の会則は、平成22年5月7日に改正し、施行します。

この会の会則は、平成26年5月2日に改正し、施行します。

この会の会則は、平成30年5月2日に改正し、施行します。

この会の会則は、令和2年5月に改正し、施行します。

東大和市P連（東大和市公立小中学校PTA連合協議会）について

市内の公立小中学校PTA（単位PTA＝単P）が集まって、東大和市P連を作っています。東大和市P連では各単Pが集まって、研修会・講演会・学習会を開くほか、行政に意見を述べたり、要望書を提出したりします。

四中PTAは、平成11年6月5日に東大和市P連に加盟しました。